

遺言書 (サンプル)

私、〇〇 △太郎は、本書作成時の相続人が妻◎子、子●郎、子▲子として以下の通り遺言します。

※相続人が誰か明示しておくとうかりやすい。

第1条

私は、妻◎子に以下の不動産を相続させる。

- 1 所在 大阪市北区●●10丁目
地番 0番0号
地目 宅地
地積 100㎡
- 2 所在 大阪市北区●●10丁目
地番 0番地0号
種類 居宅
構造 鉄骨造陸屋根2階建
床面積 1階 50㎡
2階 50㎡

※不動産の表示は登記簿謄本どおり書く。

第2条

私は、以下の預貯金をそれぞれに相続させる。

A銀行B支店の預金について子●郎に相続させる。

C銀行D支店及びゆうちょ銀行の預貯金について子▲子二相続させる。

※銀行名と支店名の特定が必要。

第3条

私は、E証券会社にある株式全てを妻◎子に相続させる。

※証券会社名を明記する。

第4条

私は、その他の残余の遺産をすべて妻◎子に相続させる。

※本人も忘れていた財産もあり、わずかな遺産をめぐって争いが無いよう記載する。

第5条

私より先に妻◎子が死亡した場合、第1条記載の不動産を子●郎に、その余の遺産を子▲子にそれぞれ相続させる。

※配偶者等が亡くなった場合は改めて遺言書を作成すべきだが、配偶者が先に死亡した場合について念のため記載しておくとうい。

第6条

私は、遺言執行者として、弁護士法人みおを指名し、その費用を総遺産額の税別で0%とする。

私は、遺言執行者に対し、貸金庫を開扉する権限を与える。

※遺言執行者を選任しておくとう相続人への承継がスムーズとなる遺言執行者に貸金庫の開扉権限があるか争いによくなります。

第7条

仏壇、墓地等の祭祀財産は、子●郎に承継させ、葬儀や祭祀の執行も子●郎を指名する。葬儀費用は遺産より支弁する。

※葬儀費用を遺産から出すことができるか争いがあるので明記したほうがいいでしょう。

第8条

私は、妻◎子と結婚して、子供にも恵まれたが、妻のことが心配でならない。そのため、妻には遺産の中で大きな割合を占める不動産を相続させた。この点の私の遺志を子供達は汲んで欲しい。また、私が亡くなった後も、家族仲良く暮らして欲しい。

※付言事項は無くても良いですが、あった方が相続人に故人の意図が伝わり、承継がスムーズに進みます。

平成〇〇年〇月〇日

大阪市北区●●10丁目0番0号

遺言者 〇〇 〇〇 印